

社会福祉法人 牧羊会 役員等報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 社会福祉法人牧羊会(以下「当法人」という。)の理事、監事、顧問及び評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員等は無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が当法人理事長の招集により理事会、監事による監査並びに評議員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、費用弁償として別表第1の旅費を支給する。

2 役員等が当法人業務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として別表第2の旅費を支給することができる。

3 前各項に定めるもののほか、役員等に支給する旅費については職員の旅費に関する規程により支給することができる。

(費用弁償の支給)

第4条 前条第1項の支給については、理事会、監事による監査並びに評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した都度、別表第1の金額を現金により支給する。

2 前条第2項の支給については、職員の旅費に関する規程により支給する。

3 前条第3項の支給については、職員の旅費に関する規程により支給する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 21 日から施行する。

別表第1 （第2条関係）

費用弁償

区分	金額
出席1日につき	5,000円

別表第2 （第2条関係）

弁償すべき費用の種類及びその額

鉄道賃	船賃	車賃	日当(1日につき)		宿泊料(1泊につき)	
			県内	県外	県内	県外
普通運賃 急行運賃 特急料金 座席指定料 金	実費	実費	3,000 円	6,500 円	10,000 円	18,000 円

ただし、用途の都合によりグリーン車又は航空機の利用を必要とする場合は実費とする。